

「円山動物園で使用する電力」に関する質問と回答

その7

	質問	回答
1.	仕様書および契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承くださいませでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。仕様書につきましても、契約書に合綴する場合は同様に變更いただくことは可能でしょうか。	仕様書及び契約書(案)の變更は行いません。契約に定めのない事項については、必要に応じて受注者と発注者間の協議のうえ決定するものとします。
2.	弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承くださいませでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	契約書(案)の變更は行いません。お支払い期限は、本市が求める要件を満たした適法な請求書を受領した日から30日以内となります。
3.	延滞利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。ご了承くださいませでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	契約書(案)の變更は認められません。契約書(案)に定める遅延利息の規定の通りとします。
4.	消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価變更を行いますがいかがでしょうか。	契約書(案)第12条に基づき、受注者と発注者間の協議を行います。
5.	「契約保証金」の免除を受けるにあたり、必要な提出書類と提出時期をご教示いただけますでしょうか。 契約書の写し等が必要な場合、契約した「履行証明願」「通知書」で代用は可能でしょうか。(当社は契約書の締結を省略しており、印鑑省略をした通知書(電気需給に関するお知らせ)をwebに掲載し契約をしているため、通知書の写しを代用としております。)	発注者と受注者が書面上明らかであり、契約電力、契約金額等が本件と同等以上の規模であることが確認できる書面であれば契約書でなくても構いませんが、貴社の例示する「履行証明願」や「通知書」という書類が契約書に代わる書面と判断することは現時点ではできません。本件の契約にあたっては契約書を用いて行い、代表者の押印等も必要となります。
6.	特定電源割当証明書について、4半期に1回の取引結果が、毎年5月頃取引市場から弊社に通知されるため、お客さまへの移転量を証明する特定電源割当証明書も、年度1回(6月下旬頃)に提出させていただくことになります。ご了承くださいませでしょうか。	よろしいです。
7.	弊社が落札させていただいた場合、頂いている様式のご契約書とは別に、再生可能エネルギー電力供給に関するご契約書を別途締結いただくこととなります。ご了承くださいませでしょうか。	本市指定の契約書以外の契約締結は行いません。

8.	弊社が落札させていただいた際には、契約書に記載する単価は電力量料金単価と環境価値料金単価を分けて記載することになりますがご了承くださいませでしょうか。 (尚、弊社が電気料金請求の際に請求書に同封する電気料金計算内訳書には、電力量料金と環境価値料金が個々に記載されます)	契約書に記載する単価は、入札告示時の様式(単価表)の通りとします。
9.	弊社では電力量料金と環境価値料金を個々に計算する為、契約単価積算内訳書に環境価値料金項目を追加して良いでしょうか。 不可の場合、弊社の様式にて作成・提出してよろしいでしょうか。	契約単価積算内訳書の様式変更や項目の追加、および御社独自様式での提出は認められません。
10.	弊社では休日メニューがなく、電力量料金単価は単一単価となります。 単一単価にて入札金額を算定いたしますがよろしいでしょうか。 また、契約書別紙「単価一覧」に記載する電力量料金単価についても、単一の単価にて記載いただくこととなりますがよろしいでしょうか。	仕様書及び入札告示書に記載の通り算定してください。
11.	弊社では納付書(請求書)払い、もしくは口座振替(口座引き落とし)となります。 どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。	口座引落は対応していないため、納付書(請求書)払いとなります。 札幌市の指定金融機関は北洋銀行です。
12.	契約書第11条8項に、「100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。」と記載がございますが、弊社では端数処理を「円未満切り捨て」で請求させていただいております。ご了承くださいませでしょうか。また、弊社落札の際、契約書を上記の内容へ記載をご変更、または削除いただけますでしょうか。	契約書第11条8項の規定のとおりといたします。 また、契約書(案)の条文を変更することは認められません。
13.	契約電力の超過金について、弊社の供給条件では、「契約超過電力に料金表に定める基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。」と記載されております。 ご了承くださいませでしょうか。 弊社落札の際、契約書においても上記の内容を記載いただけますでしょうか。	契約書(案)の変更や御社供給条件の追記は認められません。契約電力の超過時等の対応については、仕様書の記載に従うか、契約後の受注者と発注者間の協議とします。
14.	今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。 もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承くださいませでしょうか。	落札金額は公報へ登載いたしますが、「総額以外の詳細単価」につきましては登載いたしません。
15.	検針結果はweb上でご確認いただくことは可能でしょうか。	可能です。
16.	「電力供給誓約書」及び「接続供給契約に関する証明書」につきまして、入札書とは別で先	可能です。

	に郵送することは可能でしょうか。	
--	------------------	--